

出産育児一時金支給金額改定に係る府中市国民健康保険条例
及び府中市国民健康保険条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

出産育児一時金の加算の対象となる産科医療補償制度における掛金の額の見直し及び、現行の出産育児一時金の支給総額 42 万円を維持することを目的として、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」等が公布されたことに伴い、国民健康保険における出産育児一時金の額の見直しを行うものです。

2 改正の概要

現行の産科医療補償制度における掛金を 1 万 6 千円から 1 万 2 千円に引き下げること及び、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額について、総額 42 万円を維持すべきとされたことを踏まえ、現行の 40 万 4 千円から 40 万 8 千円に引き上げるものです。

これにより、現行は総額 42 万円または海外での出産及び産科医療補償制度未加入医院での出産などに 40 万 4 千円を支給していますが、改正後は、総額 42 万円または 40 万 8 千円を支給します。

3 施行期日

令和 4 年 1 月 1 日以降の出産から適用します。